

令和2年第2回（4月）佐渡市議会臨時会会議録（第1号）

令和2年4月28日（火曜日）

議事日程（第1号）

令和2年4月28日（火）午前10時01分開会・開議

- 第1 議会選第1号
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 議会選第2号
- 第5 発議案第5号
- 第6 発議案第6号
- 第7 議案第44号から議案第47号まで
- 第8 議席の指定
- 第9 （総務文教常任委員会付託案件）
議案第44号、議案第47号
（市民厚生常任委員会付託案件）
議案第45号、議案第46号
- 第10 議案第48号
- 第11 議案第49号
- 第12 議案第50号
- 第13 議案第51号
- 第14 議会選第3号
- 第15 議会選第4号
- 第16 委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21名）

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 平田和太龍君 | 2番 | 山本健二君 |
| 3番 | 林純一君 | 4番 | 佐藤定君 |
| 5番 | 中川健二君 | 6番 | 後藤勇典君 |
| 7番 | 北啓君 | 8番 | 室岡啓史君 |
| 9番 | 広瀬大海君 | 10番 | 上杉育子君 |
| 11番 | 稲辺茂樹君 | 12番 | 山田伸之君 |
| 13番 | 荒井眞理君 | 14番 | 駒形信雄君 |

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 15番 | 山本卓君 | 16番 | 金田淳一君 |
| 17番 | 中村良夫君 | 18番 | 中川直美君 |
| 19番 | 近藤和義君 | 20番 | 坂下善英君 |
| 21番 | 佐藤孝君 | | |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

| | | | |
|------------------------|--------|------------------|--------|
| 市長 | 渡辺竜五君 | 副市長 | 伊藤光君 |
| 教育長 | 渡邊尚人君 | 会計管理者 (兼会計課長) | 小路昭君 |
| 総務課長 (兼選挙管理委員会事務局長) | 中川宏君 | 防災管財課長 | 磯部伸浩君 |
| 税務課長 | 甲斐由紀夫君 | 企画課長 | 猪股雄司君 |
| 財政課長 | 平山栄祐君 | 市民生活課長 | 斉藤昌彦君 |
| 社会福祉課長 | 市橋法子君 | 子ども若者課長 | 大屋広幸君 |
| 高齢福祉課長 | 吉川明君 | 環境対策課長 | 計良朋尚君 |
| 世界遺産推進課長 | 下谷徹君 | 地域振興課長 | 岩崎洋昭君 |
| 交通政策課長 | 十二毅志君 | 農林水産課長 | 本間賢一郎君 |
| 農業政策課長 | 金子聡君 | 観光振興課長 | 祝雅之君 |
| 建設課長 | 清水正人君 | 上下水道課長 | 宮城徹君 |
| 教育総務課長 | 坂田和三君 | 学校教員課長 | 濱田晴明君 |
| 社会教育課長 | 市橋秀紀君 | 消防課長 | 羽二生正博君 |
| 両津病院管理部長 | 伊藤浩二君 | 監査委員局長 | 加藤留美子君 |
| 農業委員会事務局長 | 北嶋富夫君 | | |

事務局職員出席者

| | | | |
|-------|--------|-------|-------|
| 事務局長 | 山本雅明君 | 事務局次長 | 本間智子君 |
| 議事調査係 | 梅本五輪生君 | 庶務係長 | 松塚洋樹君 |

議事調査係 岩 崎 一 秀 君

臨時議長の紹介

○事務局長（山本雅明君） 皆さん、おはようございます。

本日は、一般選挙後初めての議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時議長の職務を行うことになっております。本日の出席議員中、坂下善英議員が年長の議員でございますので、ご紹介申し上げます。

それでは、坂下議員、議長席にご着席を願います。

〔坂下善英議員議長席に着く〕

○臨時議長（坂下善英君） おはようございます。ただいまご紹介いただきました坂下善英でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。議員各位のご協力を何とぞよろしくお願いたします。

午前10時01分 開会・開議

○臨時議長（坂下善英君） ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第2回（4月）佐渡市議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

仮議席の指定

○臨時議長（坂下善英君） この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまの着席のとおり指定します。

日程第1 議会選第1号

○臨時議長（坂下善英君） 日程第1、議会選第1号 佐渡市議会議長の選挙を行います。

選挙の方法は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（坂下善英君） ただいまの出席議員数は21名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（坂下善英君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（坂下善英君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（坂下善英君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を正確に記載の上、

議席1番から順次投票を願います。被選挙人の氏名を正確に記載してください。

〔投票〕

○臨時議長（坂下善英君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（坂下善英君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（坂下善英君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、佐渡市議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人に10番、上杉育子さん及び12番、山田伸之君を指名いたします。両名の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○臨時議長（坂下善英君） 選挙結果を報告いたします。

投票総数21票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、有効投票19票、無効投票2票。

有効投票中、佐藤 孝君 19票。

なお、この選挙の法定得票数は、公職選挙法第95条第1項第3号の規定により5票であります。

以上のとおり佐藤孝君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました佐藤孝君に対し、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

佐藤孝君の発言を求めます。

佐藤孝君、登壇願います。

〔議長 佐藤 孝君登壇〕

○議長（佐藤 孝君） ただいま議員各位にご推挙されまして、議長就任ということになりました佐藤孝でございます。一言ご挨拶を申し上げます。

今、新型コロナウイルス対策で大変世界中、混迷しているところでございます。まず先に、この対策をしなければならないというふうに思っております。また、佐渡市独自の上乗せ、そして横出し、こういうものをきちっと整備しないと、今苦しんでいる事業者等の皆様方の支援になりません。これを早急に計画を立て、そして市民の皆様方に周知をしていくということが先にやらなければならないことだというふうに思っておりますので、執行部のほうにも議会として要請をしていきたいというふうに考えております。

また、もう一点、私は議会の改革、議会基本条例、これを私、任期中に何とか成し遂げたいというふうに思っております。平成30年3月に、前議会改革等特別委員会の最終報告がありました。このときに議会基本条例につきましては道半ばの状態で終わっております。これを何とか制定に持ち込み、そして開けた議会をつくっていきたいというふうに思っております。議会の報告会等もきちっとできるような条例制定をし、そしてまた議会改革の中では通年議会、これも検討していかなければならないというふうに思いますし、また議会の一般質問、この在り方についてもまた見直しをかけなければならないというふうに思っ

ております。いかんせん、未来の子供たちのために、禍根を残さないためにも、やはり議会基本条例というものは早急に制定すべきと私は考えておりますので、議員の皆様方のご支援、ご鞭撻をいただき、早急につくり上げたいというふうに思っております。何とぞよろしくご協力のほどをお願い申し上げまして、簡単ではございますが、就任のご挨拶とさせていただきます。どうも大変ありがとうございました。(拍手)

○臨時議長（坂下善英君） 以上をもちまして臨時議長の職務は終了いたしました。ご協力誠にありがとうございました。

ここで、新議長と交代するため20分間休憩いたします。

午前10時13分 休憩

午前10時38分 再開

〔議長、臨時議長と交代し議長席に着く〕

○議長（佐藤 孝君） 再開いたします。

日程の追加

○議長（佐藤 孝君） お諮りいたします。

ただいまお手元に配付した追加議事日程のとおり、本日の日程に日程第2から日程第15を追加し、順次議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、追加議事日程のとおり、本日の日程に日程第2から日程第15までを追加し、順次議題とすることに決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤 孝君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、1番、平田和太龍君、3番、林純一君を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（佐藤 孝君） 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第4 議会選第2号

○議長（佐藤 孝君） 日程第4、議会選第2号 佐渡市議会副議長の選挙を行います。

選挙の方法は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（佐藤 孝君） ただいまの出席議員数は21名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（佐藤 孝君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（佐藤 孝君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を正確に記載の上、議席1番から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（佐藤 孝君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（佐藤 孝君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に10番、上杉育子さん及び12番、山田伸之君を指名いたします。両名の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（佐藤 孝君） 選挙結果を報告いたします。

投票総数21票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、有効投票18票、無効投票3票。

有効投票中、坂下善英君 18票。

なお、この選挙の法定得票数は、公職選挙法第95条第1項第3号の規定により5票であります。

以上のとおり坂下善英君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選された坂下善英君に対し、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

坂下善英君の発言を求めます。

坂下善英君。

〔副議長 坂下善英君登壇〕

○副議長（坂下善英君） 副議長就任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび皆様方からご推挙いただきまして、副議長に就任をするということになりました。本当に大役であって、本当に責任を感じておりますが、皆さんからのご指導、ご鞭撻をよろしくお願いをしたいと思います。これからも市民の声にしっかりと耳を傾け、公正公平な、かつ円滑な議会運営を進めていきたいと思っておりますし、議会のさらなる活性化に努めること、議長の補佐役として務めてまいります。どうかよろしくお願いいたします。

今新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、市民の皆様は行動が制約をされております。ご不自由を強いられていると存じますが、執行部と協力の下、この難関に取り組み、佐渡の安全、安心、暮らしが守れますように、重ねて取り組んでまいりたいと思っております。今後ともより一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げ、甚だ簡単ですけれども、就任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

日程第5 発議案第5号

○議長（佐藤 孝君） 日程第5、発議案第5号 佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

金田淳一君。

〔16番 金田淳一君登壇〕

○16番（金田淳一君）

発議案第5号

佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を地方自治法第112条及び佐渡市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

令和2年4月28日

佐渡市議会議長 佐 藤 孝 様

| | | |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 佐渡市議会議員 | 金 田 淳 一 |
| 賛成者 | 〃 | 室 岡 啓 史 |
| | 〃 | 稲 辺 茂 樹 |
| | 〃 | 荒 井 眞 理 |
| | 〃 | 中 川 直 美 |
| | 〃 | 中 川 健 二 |
| | 〃 | 山 田 伸 之 |

佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例

佐渡市議会委員会条例（平成16年佐渡市条例第328号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「8人」を「7人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

- 議長（佐藤 孝君） ただいま議題となっております発議案第5号については、佐渡市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第5号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより発議案第5号 佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 発議案第6号

- 議長（佐藤 孝君） 日程第6、発議案第6号 議会広報特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

金田淳一君。

〔16番 金田淳一君登壇〕

- 16番（金田淳一君）

発議案第6号

議会広報特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和2年4月28日

佐渡市議会議長 佐藤 孝 様

| | | |
|-----|---------|------|
| 提出者 | 佐渡市議会議員 | 金田淳一 |
| 賛成者 | 〃 | 室岡啓史 |
| | 〃 | 稲辺茂樹 |
| | 〃 | 荒井眞理 |
| | 〃 | 中川直美 |
| | 〃 | 中川健二 |
| | 〃 | 山田伸之 |

議会広報特別委員会の設置について

佐渡市議会委員会条例第6条の規定により、次のとおり特別委員会を設置する。

記

- 1 特別委員会の名称

議会広報特別委員会

2 付託事件

- (1) 議会報の編集及び発行に関する事
- (2) 議会広報に関する事

3 委員の定数

8人

4 期間

議員任期が終了するまでの期間とし、議会閉会中も活動を行う

5 費用

予算の範囲内

議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（佐藤 孝君） ただいま議題となっております発議案第6号については、佐渡市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第6号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより発議案第6号 議会広報特別委員会の設置についての採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

常任委員、議会運営委員及び議会広報特別委員の選任について

○議長（佐藤 孝君） 次に、常任委員、議会運営委員及び議会広報特別委員の選任を行います。

常任委員、議会運営委員及び議会広報特別委員の選任は、佐渡市議会委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付した資料のとおり、議長において指名いたしました。

念のため事務局長からその氏名を朗読させます。

○事務局長（山本雅明君） それでは、常任委員、議会運営委員、特別委員の氏名につきまして私のほうから朗読させていただきます。なお、敬称につきましては省略をさせていただきます。

総務文教常任委員会

| | | |
|---------|---------|---------|
| 北 啓 | 室 岡 啓 史 | 上 杉 育 子 |
| 坂 下 善 英 | 金 田 淳 一 | 中 川 直 美 |
| 佐 藤 孝 | 近 藤 和 義 | |

市民厚生常任委員会

| | | |
|---------|---------|---------|
| 平 田 和太龍 | 後 藤 勇 典 | 稲 辺 茂 樹 |
| 山 田 伸 之 | 荒 井 眞 理 | 山 本 卓 |

中 村 良 夫
産業建設常任委員会

| | | |
|---------|---------|---------|
| 山 本 健 二 | 林 純 一 | 佐 藤 定 |
| 中 川 健 二 | 広 瀬 大 海 | 駒 形 信 雄 |

議会運営委員会

| | | |
|---------|---------|---------|
| 中 川 健 二 | 稲 辺 茂 樹 | 山 田 伸 之 |
| 駒 形 信 雄 | 山 本 卓 | 中 村 良 夫 |
| 近 藤 和 義 | | |

議会広報特別委員会

| | | |
|---------|---------|---------|
| 平 田 和太龍 | 山 本 健 二 | 林 純 一 |
| 中 川 健 二 | 上 杉 育 子 | 山 田 伸 之 |
| 荒 井 眞 理 | 中 川 直 美 | |

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） ここで、暫時休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前10時57分 再開

○議長（佐藤 孝君） 再開します。

休憩中に常任委員会、議会運営委員会及び議会広報特別委員会が開催され、それぞれ正副委員長が互選されましたので、その結果を事務局長に朗読させます。

○事務局長（山本雅明君） それでは、各常任委員会、議会運営委員会及び議会広報特別委員会の委員長並びに副委員長につきまして朗読いたします。

| | |
|--------------|---------|
| 総務文教常任委員会委員長 | 金 田 淳 一 |
| 副委員長 | 室 岡 啓 史 |
| 市民厚生常任委員会委員長 | 山 田 伸 之 |
| 副委員長 | 後 藤 勇 典 |
| 産業建設常任委員会委員長 | 駒 形 信 雄 |
| 副委員長 | 佐 藤 定 |
| 議会運営委員会委員長 | 近 藤 和 善 |
| 副委員長 | 稲 辺 茂 樹 |
| 議会広報特別委員会委員長 | 中 川 直 美 |
| 副委員長 | 上 杉 育 子 |

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長、渡辺竜五君。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） このたび市長に就任いたしました渡辺竜五でございます。今、新型コロナウイルス感染症対策を進めている真ただ中でございますが、一言ご挨拶を申し上げます。

私自身、まずは市民の皆様の声を市政に反映し、政策を進めていく、これは地方自治の原点でございますが、この原点にまずしっかり立ち戻って政策を進めてまいりたいというふうに考えております。市民の皆様の声を二元代表制の一方の柱である議会の皆様としっかりと議論をした上で、事業として市民にお示ししていく、そして実行していく、このような市民が主体となる市政運営をまずはしっかりと進めてまいりたいというふうに考えております。また、市民の皆様とともに、国、県、他の自治体、企業、大学など、島外の方々と広く、また深く連携をし、市民と島外の佐渡を応援していただける皆様方と一体になったワンチームSADOの市政を実現してまいりたいと考えております。

一方、佐渡の課題であります人口減少対策、これにつきましては早急に取り組む必要があると考えております。しかしながら、この問題は日本全国の課題であることも事実でございます。簡単に止まるものではないということも現実として把握をしております。しかしながら、まずは人口減少のスピードをこの佐渡で緩めていく、そこに全力で取り組んでまいりたいというふうに考えております。そのために6つの柱を掲げさせていただきました。

1つ目が、市民の意見をしっかり市政に反映していく。

2つ目が、この魅力ある島の宝、これをしっかり生かしながら産業振興、経済を動かしていく。

3つ目が、防災、減災、これに取り組みながら、安全、安心に暮らせる島づくりを目指していきます。

4つ目、子供とお年寄り、これは明るく、楽しく、夢を持って暮らせるような島、それをつくっていきたいというふうに考えております。

5つ目、医療、介護、福祉の充実。

6つ目、教育と文化、ここにしっかりと焦点を当てた政策、これに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

この6本の柱を核として進めてまいりたいと考えておりますが、まずは昨今の異常気象による災害を防ぐためにも、この佐渡、まだまだインフラ整備遅れているというふうに考えております。やはりこの防災という面でのインフラ整備の促進、これについてしっかり取り組む必要があると考えております。

また一方で、人口減少対策で大きな課題となる経済の再生、ここについてスピード感を持って、産業の再生と併せて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

この2点、まずしっかりとスピード感が重要だというふうに考えておりますので、市の職員と一緒に、市民の皆様方の視点に合った政策、しっかり取り組んでまいりたいというふうに考えております。36年間の行政経験を生かして、子供からお年寄りまで元気でにぎやかに、皆さんが活躍できる、そのような島づくり、これを市政の柱として取り組んでまいりますので、皆様方からのご指導、ご鞭撻お願い申し上げます。

続きまして、この場をお借りしまして、今喫緊の課題になっている新型コロナウイルス感染症対策、これに関してお願いとお知らせをさせていただきたいというふうに考えております。4月16日に全国に緊急事態宣言が発令されました。事態を終息に向かわせるためにも、極力8割程度の接触機会の低減を目指す

という政府の強い姿勢が示されておるところでございます。先週の24日には、「市民の大切な命を守るため」というお願いの文書も配布させていただき、そこにも記載をしておりますが、何よりも市民の皆様ご自身が感染リスクを伴う人との接触の機会、これを極力減らしていただくようお願いいたします。

具体的には、5月6日までの間、次の4つの点についてお願いをいたしております。

1つ目が、医療機関への通院、生活必需品等の買い出し、職場への出勤など、生活の維持のための場合を除く外出をできるだけ自粛していただきたいという点でございます。

2つ目、繁華街の接待を伴う飲食店等への外出もできるだけお控えいただきたいというところでございます。

3つ目でございますが、島外への不要不急の往来を控えるようお願いいたします。

4つ目、大型連休期間において、ご家族、友人、知人のご来島の自粛をお願いいたしますということをお願いしております。この大型連休、佐渡にとって本当に大切な観光シーズンでもあり、観光業者のほうも大きな痛みを抱えながらでございますが、ほとんどの観光施設が休業するということで観光業者と話がついております。この大型連休中に観光の皆様、帰省のお客様含めて、島外の方のご来島をご遠慮いただいておりますが、感染防止に大変重要でございますので、特にご協力をお願いしたいというふうに考えております。

また、ゴールデンウィーク前でございますが、昨日、佐渡汽船と連携をし、再度佐渡汽船で予約をされているお客様に来島の自粛をお願いするメールを佐渡汽船のほうから市長名で流させていただいたところでございますし、いま一度ゴールデンウィークが本格的に始まる前に、ユーチューブ等で観光業者と一緒にご来島をご遠慮いただきたいというものを、昨日もう作りまして、新たに流しているところでございます。そういう点で、まず市民の安全、安心を守るために往来を止めていくというところを最大限努力しておりますので、市民の皆様には本当にご不便をおかけいたしますが、よろしくご理解を賜りたいというふうに考えております。

特に市民の皆様方に本当にお願いしたいのは、やはり一人一人が手洗い、あとせきエチケット、先ほど申し上げた外出、やはりこういうものについて本当に一人一人がご理解いただいて、ご協力をいただくというところをお願い申し上げたいというふうに思っておりますので、ご不便をおかけいたしますが、何とぞよろしくお願いいたします。

また一方で、佐渡汽船のほうも努力をしておりますが、万が一のために乗船名簿のほうを今書いていただいておりますが、これにつきまして法的には強制力がないのは事実でございます。しかしながら、万が一出たときにしっかりと感染源を確認するということもございますので、しっかりと書いていただけるようにいま一度ご来島のお客様をお願いしていくということを徹底しているところでございます。

また、市の医療体制につきましては、佐渡総合病院が指定感染症医療機関となっており、佐渡保健所、佐渡市内の病院を始めとした医療関係機関と連携し、一致団結して対応に当たることとなっております。まず、発生した場合佐渡病院で受入れを行います。感染者の状況を判断した上で、佐渡病院で受け入れられないようなケースが出た場合、これについては両津病院が続きまして対応するという中の連携を今協議しておるところでございますので、出ないということをまず前提に、我々出さないということを努力してまいります。万が一のことにつきましても医療機関と新潟県、佐渡市、しっかり連携しながら取り組ん

でまいります。よろしくお願いいたします。

また、医療物資の備蓄等につきましては、マスク等は今在庫のほうはしっかりとある状況でございますが、ガウンとか医療用のアルコール消毒液、この辺がまだ若干はございますが、多くあるという状況ではないということを聞いております。ですから、この病院につきましては私ども佐渡市だけではなくなかなか対応できない部分がございますので、県にしっかりと要望し、国からしっかりと病院への支援をしていただくというところをまた、再度佐渡市としても国のほうに要望してまいりたいというふうに考えているところでございます。

現在、市のこの感染防止のための対応としまして、1つ目が、市が主催、共催するイベントは、まず5月6日までの間は中止、または延期しておりますが、これもいろいろなイベントの中で中止、延期を決めておりますので、その時点でできるだけ早く皆様方にお知らせをすることで考えております。

小中学校につきましては、現段階では4月25日土曜日から5月6日までの期間を臨時休業としております。これにつきましても、今後新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、また判断をしていくものと考えております。

4月24日から、新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口を開設しております。市民の皆様からの相談に対応しておるところでございます。

一方、市の経済状況は非常に深刻であるということは重々皆様方からもご意見を頂いているところでございます。特に観光事業者、飲食関係の皆様方、商店の皆様方、人の往来が減ることで非常に大きな被害を受けておるところでございますが、大型連休中の営業自粛、非常にご協力いただいていることを感謝申し上げます。

市の経済対策といたしましては、本日の臨時議会におきまして、国の雇用調整助成金に市の単費を上乗せする補正予算を上程させていただきます。あわせて、この申請に非常に経費と時間がかかるということで、社会保険労務士に依頼する賃金、費用等も支援する仕組みも上程をさせていただきます。

また、国の支援策である国民1人につき10万円を給付する特別定額給付金につきましては、国の補正予算成立後できるだけ早く皆様の元に給付できるように、もう既に準備しておるところでございます。予定どおりに4月30日、これは報道でございますが、この中で補正予算が通ればすぐ対応できる、そのような仕組みで今取り組んでおるところでございます。

小規模事業者、個人事業者の売上げ減少に対して、その事業継続の下支えをする持続化給付金につきましては、インターネットで国に申請することが基本となりますが、市といたしましても支援の強化を検討しているところでございます。

また、今後の経済対策につきまして、議会の皆様に説明をさせていただき、できるだけ早く次の補正予算を上程したいと考えております。これにつきましては、国の補正予算が議決した段階で様々な要綱等が明確になりますので、その中で最善なものをスピード感を持って取り組んでいくというふうに考えております。

新型コロナウイルス感染症が終息するまでは本当に我慢が必要でございます。皆様方には本当にご迷惑をおかけするところでございますが、終息した暁には経済がV字回復できるような支援策を含めまして施策を実施してまいりますので、何とぞご協力をお願い申し上げて、就任のご挨拶と代えさせていただきます。

す。ありがとうございました。

日程第7 議案第44号から議案第47号まで

○議長（佐藤 孝君） 日程第7、議案第44号から議案第47号までについてを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） 議案第44号 専決処分承認を求めることについて（佐渡市税条例等の一部を改正する条例の制定について）。本案は、令和2年度税制改正に伴い、本年3月31日付の専決処分により、佐渡市税条例等の一部を改正しましたので、議会に報告し、その承認を求めます。主な改正内容は、個人市民税において、未婚の独り親に対する税制上の措置の見直し等を伴うもの及び固定資産税において、近年全国的に増加している所有者不明土地等に対する措置が講じられたことに伴うものです。

議案第45号 専決処分承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）。本案は、令和2年度税制改正に伴い、専決処分により、佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正しましたので、議会に報告し、その承認を求めます。主な改正内容は、国民健康保険の中間所得層の保険税負担の軽減を図るため、基礎課税額等に関わる課税限度額を引上げ、また低所得者層の保険税軽減の拡大を図るため、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の所得基準を緩和するものです。

議案第46号 損害賠償の額を定めることについて。本案は、令和元年12月4日、佐渡市中興地内において発生した市所有の公用車による事故に関し、さきの第1回、2月定例会において、相手方車両の物損に対する損害賠償を支払う専決処分の報告をさせていただいたところですが、このたび相手方運転手受傷に対する損害賠償を支払うことについて、議会の議決を求めます。

議案第47号 令和2年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ5,772万円を追加するものです。補正内容は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主を支援するため、雇用安定助成事業の経費を計上し、歳入では、その財源として財政調整基金繰入金を予算計上するものです。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 孝君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第44号 専決処分承認を求めることについて（佐渡市税条例等の一部を改正する条例の制定について）の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第44号についての質疑を終結いたします。

議案第45号 専決処分承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）の質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○18番（中川直美君） お尋ねをいたします。

専決処分ではありますが、毎年聞いていることでもあります。先ほど市長の就任の挨拶の中にもありましたが、新型コロナウイルスが今最大の問題です。この前、20日の議員全員協議会のときにも指摘をしておいたのですが、何でこの時期に賦課限度額を3万円上げるのかというところなんです。専決で、選挙前の市長時代にやったということになるのかもしれませんが、この限度額は中間層の軽減云々というのだけれども、結果的に見ると国民健康保険税を引き上げることにつながってしまってきているというのは、これまでの事実です。そういう意味でいうと、対象者はそう多くないと思いますが、どの程度の対象者がいて、どの程度の間所得層の軽減になるのか。それをまずお尋ねをしたい。

直接的ではありませんが、国民健康保険税の納期が9回に減っているわけですよ。この前言ったように4月8日時点での国の通知は、まさに前年度の国保税を軽減してやりなさいよということなのだけれども、その辺はどうなっているのか、併せて聞いておきます。

○議長（佐藤 孝君） 齊藤市民生活課長。

○市民生活課長（齊藤昌彦君） ご説明いたします。

まず、お尋ねの限度額の関係ですけれども、今回、平成31年度の数字を基に試算してみたところ、この影響によりまして、影響する世帯というのが173世帯と試算しております。前年に比べまして5世帯減少ということ想定しております。結果的にこちらのほう、影響するのは介護の納付金分の1万円上がったというところになるのですけれども、こちらのほうが5世帯減少したということでございます。

それから、もう一つ、新型コロナウイルスの関係なのですけれども、ご存じのとおり税制改正によりまして、新型コロナウイルスの発生にかかわらず既に決まっていたというところではあるのですけれども、新型コロナウイルスの対策につきましては先ほど議員言われましたように国保税の減免の関係が佐渡市のほうで条例で減免をうたっておりますので、それに基づく要綱のほうで対応できるというふうに見込んでおります。もちろんご指摘のとおり、平成31年度分につきましても、2月分と3月分の納期のもの、そちらのほうの対象になりますので、この後随時対応していこうというふう考えております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 何か影響がないようなことを言うのだけれども、今回示されているのは基礎課税分で、現在61万円を63万円に2万円上げる。後期高齢者の分は据え置いています、介護の納付金の分については16万円を17万円。全体で99万円なのです。ちょっとこれ無理があります。佐渡市の国保は、大体1万世帯ぐらいか、9,000世帯ぐらいかですよ。この方々を取って99万円。全員払うわけではない。高い人だけなのだけれども、全国的に見ても限度額に行くのは40%以下だと言われているのだけれども、ちょっと無理があるのではないかと思うのですが、その辺どうですか。結果的に過去の経緯からいえば、もともとは全体で50万円ぐらいだったのです。これが99万円。だから、ちょっと無理があるのではないかと思うのだけれども、どうなのかと。

先ほど国民健康保険法の第77条の減免等の規定に伴って、あるからやれるというのだけれども、私が知っている限りでは通常時の減免要綱しか持っていないはずですよ。新型コロナウイルス対策としての要綱、国が示しているものでは300万円以下になると国保税は全部減免だと、400万円以下であると10分の8、550万円以下であると10分の6ということだからかなり具体的に出ているので、先ほどの市長のスピード的な

感覚からいうと、この辺をきちんと整備する必要あると思うのです。とりわけ自営業者というのは大体国保ですから、国保の負担って重いのですが、その辺簡単にできるような先ほど答弁だったのですが、今回の限度額を落とすことによって中間層の負担を減らすということとやっぱり併せてやらないと効果がないと思うのですが、いかがですか。

○議長（佐藤 孝君） 齊藤市民生活課長。

○市民生活課長（齊藤昌彦君） ご説明いたします。

先ほどご説明しましたように、限度額で影響される方というのがもちろんございます。最高の限度額といたしますと、3万円上がって99万円となることで、確かにこれは高い負担だというふうに考えております。こちらのほうの対象になる方が、私どもの試算したところ、医療分として所得が917万9,000円以上の方ということで、議員おっしゃられるように高所得者層ということにはなるのですけれども、高額な負担ということに変わりありませんので、こちらのほうはご負担頂く分が増えるということになります。それと相対して中間所得者層、そういった方々には負担のほうが軽減されるという考えに基づいております。

それから、減免の関係ですけれども、減免については現状で減免要綱がございます。そちらのほうと別に、新型コロナウイルスに合わせた国からの通知に基づいた内容で減免の要綱を既に準備しておりますので、そちらのほうはスピーディーに対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 限度額になるのは九百何万円と言いましたけれども、国の試算でも給与取得でいうと約900万円ということなのだけれども、これ旧ただし書き方式なのです。つまり所得から扶養控除やいろいろなものを引かない。ただ基礎控除を引いているだけです。900万円といっても、実際ほかの経費がどれだけかかっているかというのは全く分からない、実は。国保そのものというのは、低所得の方が多いというのが最大の特徴です。ですから、この辺は、こういう事態だからこそ、先ほど言いましたが、300万円以下だとゼロ円にするというのです。9回ですから、今までのものをゼロ円にするというのです。SNSとかで、この国保税の減額の国の指令というのは非常に回っています。ですから、今臨時会では出てこないのかもしれませんが、急いで対応するってことは私必要だと思いますが、市長、いかがですか。

○議長（佐藤 孝君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 新型コロナウイルスに関連して、国の施策につきましては議員ご指摘のとおり、スピーディーにきちっと調べながら対策できるものは対策していくというのが原則でございます。国保の問題だけにかかわらず、かなり広い範囲で経済産業省も含めながら様々な事業出ておりますので、今職員のほう指示して、そこを一つ一つ拾いながら、しっかりと市民の皆様利益が損なわれないような形でお示ししていくということをこれからも取り組んでまいります。

○議長（佐藤 孝君） 荒井真理さん。

○13番（荒井真理君） この条例改正については、2月議会のときに予告がありましたが、そのときには3点の条例改正という説明だったように思うのですが、この3点目の長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例に伴う附則の改正と、これについてはどうなったのか、ご説明をお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 齊藤市民生活課長。

○市民生活課長（齊藤昌彦君） ご説明いたします。

今回の税制改正で、議員おっしゃられるように長期譲渡所得の関係ございますが、そちらのほうは4月1日の施行ではなくて、その後の施行になりますので、この後の定例会のほうで条例改正を考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 孝君） 荒井真理さん。

○13番（荒井真理君） では、繰り返しのご説明になるかもしれませんが、2月議会で頂いたものは、令和2年4月1日から実施と書かれていますけれども、今の3点目は違うということよろしいですか。

○議長（佐藤 孝君） 齊藤市民生活課長。

○市民生活課長（齊藤昌彦君） ご説明いたします。

2月の時点の資料ということでございましたが、この税制改正については3月末までに国から随時資料が届くわけですが、そちらのほうの施行開始日と申しますか、そういったところの解釈で若干変更になったようなところがございました。当時私、税務課の担当でございましたが、そちらのほうも国保の担当から、最初は長期譲渡所得のほうも入っていたのですが、どうやら内容を見ると、これは4月1日の施行ではなくて、その後もよさそうだという話がありまして、では急ぐものだけ専決ということで直したというふうに記憶しております。

○議長（佐藤 孝君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第45号についての質疑を終結いたします。

議案第46号 損害賠償の額を定めることについての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第46号についての質疑を終結いたします。

議案第47号 令和2年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）についての質疑に入ります。

本案の質疑は、歳入歳出一括で行います。

本案についての質疑を許します。質疑はありませんか。

駒形信雄君。

○14番（駒形信雄君） 雇用安定助成事業の5,700万円、雇用調整助成金というのは、国も補助率をころころ変わるような形で今審査されて、30日には決定されると思うのですが、一番のネックは非常に手続が大変で、しかも申請者に対しての決定が遅いということが非常にネックになっております。そういった中で、手続に対しての補助も1,200万円ほど計上されておりますが、要はこの金額で申請者に対して早急な対応ができるかと考えておられるのか、ご説明願いたい。

○議長（佐藤 孝君） 岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

今回の雇用安定助成金の申請につきましては、国のほうもかなり申請等書類を簡素化したということでございますが、まだまだ書類の作成、なかなか難しいところがございます。それにつきまして、専門家で

ある社会保険労務士に申請書類の作成、それから申請代行等を依頼した場合の手数料を私ども助成させていただくということで、今回補正予算のほうを上程させていただきました。ただ、これにつきましては社会保険労務士に限定しているのは、社会保険労務士法におきまして厚生労働省の助成金、こちらにつきましては社会保険労務士の独占業務ということで法で定められているということがございます。現在、島内には5つの社会保険労務士事務所がございますが、そちらの二、三へお尋ねしたところ、事前に事業者のほうで書類をそろえていただければ、1日、2日程度で社会保険労務士事務所で申請までの書類は作成できるということでございました。

それから、先ほどすみません、私、社会保険労務士事務所ということで申し上げましたが、同じく社会保険労務士法では弁護士も社会保険労務士の資格を持つことができるということで規定されておりますので、社会保険労務士のほか弁護士事務所にも依頼ができるということで、整理しております。

なお、ハローワーク、労働局に申請しましてから支給がされる期間につきましては、報道等によりまずとおおむね1か月程度ということで承知をしております。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 駒形信雄君。

○14番（駒形信雄君） 今回の社会保険労務士と、それから弁護士、この予算1,200万円の中で、社会保険労務士と仮に弁護士ということになると、委託金額が違うのではないかと思います、その辺はどうなっているのか。

それから、社会保険労務士等ということで規定があると思うのですが、弁護士のほかに、ほかの対応ができるものがあるのか、その辺は調べておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

それと、1か月程度ということですが、一番大変なのは事業者、特に小規模でやっている、要は毎日の収入が即、例えば従業員だとかパートだとか、そういったものに影響するわけですが、その辺の早急な対応の取組というのはどのように考えられているのかお伺いします。

○議長（佐藤 孝君） 岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

こちらの助成金の書類を作成できる専門につきましては、先ほどの社会保険労務士法に基づきますと、社会保険労務士と弁護士だけということになります。中には税理士の事務所であるとか、そういった事務所で助成金の代理申請を行っている場合がございますが、それにつきましてはその事務所に社会保険労務士の方が在籍しているであるとか、業務提携をして税理士事務所から社会保険労務士事務所に作成等をお願いする場合に限られるということでございますので、現在のところは社会保険労務士と弁護士だけということになります。

それから、この制度につきましては、実際事業者が従業員に休業手当等を支払ってから申請をして、国のほうから助成を受けるということになっております。国でも申請等の簡素化等を図りまして、急いで申請を受け付けているということでございますが、今のところはやはり1か月程度かかってしまうということのようでございます。

以上でございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○地域振興課長（岩崎洋昭君） 失礼いたしました。手数料の金額の差でございます。こちらにつきましては、社会保険労務士におきましても、いわゆる金額、実際に受給を受けた額によって上下するというところでございますので、一律の金額というものはないような状況でございます。金額によって、いわゆる成功報酬というような形で定められているというものでございます。また、弁護士におきましても同様だというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 駒形信雄君。

○14番（駒形信雄君） 詳しいことは、もう一度常任委員会で取り上げていきたいと思いますが、取りあえずこの雇用調整助成金等の動きでやると思うのですが、実際には本当にあしたの資金、要は休業補償を含めた中で、佐渡の実態というのは非常に逼迫した状況にあるというふうに市民からの声も届いております。取りあえずこれの、要は財政調整基金を使った金額ですが、この対応、それから連休明け含めて、今後、例えば第2弾あるいは第3弾に向けて市長はどのような対策を考えておられるのか、今の時点で分かたらご説明願いたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） お答えいたします。

この一連の流れにつきましては、今回のものについては、まず雇用を守るというところの支援ということでございます。今、国のほうが目途としてですが、4月30日に補正予算が成立する見込みという情報等でございます。これを待ちながら、まず10万円と言ったほうが分かりやすいと思いますが、国民1人に10万円という特別定額給付金、これにつきましてはできるだけ最短で市民の皆様にご提供できるような体制をつくるということで、現在もう既に準備には入っておるところでございます。この準備をしながら、できる限り5月の連休中の早いうちに、前半のほうに何とか通知を送りながら、それを提出いただいて、5月中旬ちょっと過ぎぐらいになるかもしれませんが、その頃には市民の皆様にお届けできるような仕組みで、5万人の自治体としては本当に早い対応ということを目指して、今取り組んでおるところでございます。

もう一つ、企業向けのものとしまして持続化給付金という、法人の方であれば一月の売上げが50%減っている場合200万円、個人の方であれば100万円という、これも4月30日を目途として、今国のほうで補正予算の審議をしておるところでございます。これにつきましては、佐渡市を通るのではなく、国のほうに直接申請をしていく仕組みと聞いておりますので、早い段階で5月1日ないし連休明けぐらいには国のほうに申請できるだろうというふうに考えております。これにつきましても、我々佐渡市としまして一般財源等を使いながら、上乘せ措置等を考えておるところでございます。また、企業の皆様から要望の強い家賃補助につきましても、先般商工会の皆様方から大変逼迫しているということをお伺いしておりますので、これについても今内容について検討しておるところでございます。

またもう一点、子育ての支援として子供の手当のほうに上乘せしていくというところを今考えているところでございます。失礼しました。児童手当のほうに一定程度上乘せをしながら支給をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

この施策、国のものと市のものを合わせながら、しっかりと予算を整理して、特別定額給付金につきましてはスピードを持ちたいということで、また額のほうもかなり明確になっているということで、基本的

には専決のほうをお願いしたいというふうを考えております。

その他につきましては、きちっと国、県の要綱等がございますので、そのスキームをしっかりと見ながら、連休中にスキームを作って、皆様方に議員全員協議会等開催をお願いして、またその直後の5月連休明けぐらいに再度議会のほうをお願いして決めていただき、市民の皆様に出していきたい。これにつきましても、できるだけ準備を少し前倒しをさせていただきながら、何とか5月終わりとか6月の頭ぐらいまでには皆様のところにお届けできるように努力をしていきたいというふうに今考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 金田淳一君。

○16番（金田淳一君） 今ほど説明がありましたけれども、雇用調整助成金の申請がかなり専門的だということで、社会保険労務士の事務所をお願いしなくてはならないという説明でしたが、予算を見ると上限10万円で1,200万円ですと120件程度というふうに見込んでいると思いますが、今の課長の説明だと3つの事務所というふうな話でした。そこで受付がスムーズにいかない場合には、やっぱりお金が手元に届くのが遅れるわけで、それが一番やっぱり事業者の方は心配なところだと思います。弁護士もいらっしゃるのかもしれないけれども、その3つの事業所でしか受け付けられないのであれば、その3つの事業所の方で早くスムーズに受け付けられるような仕組みを考えていただいているのかということをもまず答弁をいただきたいと思います。

それからもう一つは、市長、先ほど説明ありました、これからいろいろな施策を提案していただけるということで非常にありがたいのですが、それも早く、自分のところにいつ来るのだという心配をやはり皆さんお持ちです。その辺のところをどういうふうにスピーディーな対応ができるのかということが私たちにもいま一つ見えてきていません。そのことについて説明をお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） ご説明いたします。

まず最初に、スピーディーにどう対応していくのかということでございますが、市民の皆様のお知らせについては、やはり例えば企業であればホームページはもちろんでございますが、商工会等を通じながらしっかり適切にまずお知らせをしていくということで、市民の皆様であれば支所の窓口等も含めながらきちっと対応していくということが条件になると思います。スピードを持ってやるという点につきましては、今の個別の10万円の特別定額給付金がそうでございますが、正直申し上げて予算の議決を待たずに、まず準備だけ、例えばもう送る状態にしておくということでございます。その中で予算の議決、国の状況を踏まえた上で、それが判断できた段階ですぐ動きを取っていくというところが、私どもの一番のやり方となっております。通常であれば議決を待ってから、例えば消耗品を購入したりとか、そういう形になりますが、まずここにつきましては、いざ国が駄目でも、佐渡市単独でやるというぐらいの思いで準備をしておるところでございます。ただ1点、振込につきましては、できるだけ早くというところはございますが、これにつきましては膨大な量になるため、システムの整備が若干必要になるということで、どうしても5月中旬以降になるということでございますので、まず申請をスピーディーに受け付けながら、支払いについてもシステムが許す限りできるだけ早くということをも常に職員と議論しながら、業者と話をしながら進

めていくというふうに考えております。

雇用調整助成金のほうは、担当課長のほうからご説明させます。

○議長（佐藤 孝君） 岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

島内専門職、弁護士事務所を入れましても、かなり数が限られている状況でございます。そちらの手續がスムーズにいくよう、最低限専門職に相談する際の必要な書類というようなものも確認し、事前に事業者の方に商工会等を通じてお知らせすることにより、早期の書類作成等につなげるための取組といったものを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 金田淳一君。

○16番（金田淳一君） いろいろな関係者にご協力いただいて、市役所はもちろんですけれども、幅広く、事業者の方がどこに相談しても同じような回答が出るような形で、きちっとした、オール佐渡といえますか、タッグを組んで、本当に困っている事業者の皆さん方に支援できるような体制づくりをぜひお願いしたいと思っておりますし、市長もう一度お考えをお示してください。

○議長（佐藤 孝君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） ありがとうございます。もうまさしくそのとおりでというふうに考えております。しっかりと関係事業者含めながら、観光系もそうでございますし、商工会もそうでございますが、しっかりと事業者の中で情報を共有して、受付、また指導という言い方は変ですが、申請に対する意見等をきちっと出せるような形で連携を取ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（佐藤 孝君） 佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） 関連の質問で恐縮ですが、雇用安定助成事業のただいまのやり取りを聞いておりますと、社会保険労務士、弁護士等の数が限られているというところになりますと、迅速に事務手續ということになると非常に事業者の方も困っていらっしゃると思います。このところの報道を見ますと、就業規則、労使協定とか基礎的なものがそろっていないものですから、社会保険労務士も受け難いというようなことを指摘しているところもあります。こういうときこそ市役所の職員と商工会の職員あたりが連携しながら、ワンチームで事業者の方を救済していただきたい。ぜひともこのところは各課横断のところチームをつくっていただきたいというのが一つお願いです。

もう一つ、これから連休に入りますが、事業者の方は気をもんでいらっしゃる。そして、お金がいつということになってきます。連休中の窓口対応をきちんと整えて、各事業者に周知していただきたいというのがお願いであります。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） ご説明いたします。

しっかりと連携をするということでは、もちろん商工事業者等と話をしながら今も進めているところでございますし、佐渡市の中も、今企業向けの経済チームと市民の皆様向けの支援チームということで、チームを組み合わせながら議論しているところでございます。新型コロナウイルス対策の会議の中でその辺も少し

明確にしながら、しっかりと議論していく体制をつくってまいりたいというふうに思っております。

あと、商工会の連携等、指導体制等につきましては、地域振興課長のほうからご説明させます。

○議長（佐藤 孝君） 岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

申請に当たりましては、専門職であります社会保険労務士事務所、それから関係団体であります商工会、それから書類の申請先となりますハローワークとも連携といいますか、情報の共有により、速やかな申請、それから支給決定に向けての取組というものを連携して進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） すみません。先ほど答弁漏れがございまして、連休中の窓口でございますが、銀行等が4日、5日、6日に開くということでございますので、私どもも合わせながら、4日、5日、6日、窓口を開きながら対応してまいるといことで、今話をしておるところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） 今ほどの部分での関連なのですけれども、三六協定という話があって、それは基本的な、企業として本当に基本的な話ではあるのですけれども、申請するに当たって、こういった部分で不備はございませんかだとか、あとはこういうチェック点に気をつけてくださいというようなアナウンスについては、市のほうである程度取りまとめてホームページなりで情報を周知することによって手続をスムーズにさせるってことが可能ではないかなと思うので、その点について少しご検討いただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

申請に当たりましては、幾つか必要な書類がございます。それぞれにおきまして、書類におけるポイントみたいなものがあるかと思えます。そうしたものにつきまして、私どもホームページ等で周知ということもございまして、関係機関を通じまして事業者のほうにもお知らせできるような取組のほうを早急に進めたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） ほかに質疑ありませんか。

山本健二君。

○2番（山本健二君） ちょっと関連になるのだからどうか分からない……

○議長（佐藤 孝君） マイクを当ててください。

○2番（山本健二君） 聞きたいのですけれども、コロナ菌発生したらどういった対応をするのですか。佐渡病院行くというか、4つしかないと言ったのですけれども、4つなんてすぐ埋まります。その辺はどうするのですか。

○議長（佐藤 孝君） 山本健二君に申し上げます。少し補正予算とは関係ないところに今きていますので……市長これ答弁できるか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 少し一般質問みたいな形になりますので、議案に対する質疑ということでお願いいたします。

広瀬大海君。

○9番（広瀬大海君） 今回、国のほうで10分の9を出すということによって、佐渡市として10分の1上乗せということになっておりますけれども、国のほうでもう10分の10を出すというふうにはほぼ決定している中で、これはこのまま10分の1をプラスして上乗せしていくのかどうかといったところが、まず1つ。

今回の雇用調整助成金に関しては、雇用保険に入っている方の申請ということになりますけれども、雇用保険入られていない方に関しては緊急雇用安定助成金というものがあって、こちらは国のほうが5分の4ということになっておりますけれども、小規模なところでいいますと雇用保険に入っていない方たちはたくさんいらっしゃると思うのですが、そういった方に対する支援というものはこの中に含まれているのかどうか、そこを確認させてください。

○議長（佐藤 孝君） 岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

前段の部分でございますが、4月25日に国がさらなる拡大ということで表明をされております。詳細につきましては、5月の中旬頃を目途に発表ということになっておりますので、現在方向性しか分からない状況なのですが、今のところ2つの方向性での拡充でございます。1つ目が給与手当の支払い率60%を超える部分の助成率を特例的に10分の10とするというものでございます。そういたしますと、60%まではまだ事業者の自己負担というものが残っております。それにつきましては、私どもやはりこの予算で助成をさせていただきたいというふうに考えております。

もう一つが、これにかかわらず自治体の休業要請を受けて休業した事業者につきましては100%の休業手当を支払っていることなどを条件に、10分の10国から補助をされるということになっております。今回につきましては、休業要請を受けた事業者につきましては国が満額ということになりますので私どもの助成の対象となりませんが、休業要請を受けていない事業所につきましては60%以上を超える場合、こういったものにつきましては、支援の必要性があるというふうに考えているところでございます。

それから、後段でございますが、緊急対応期間につきましては、従来は被保険者が対象となっているこの助成金につきまして、雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含めるということになっておりますので、私どもこの予算におきまして助成をさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） ほかに質疑ございませんか。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 幾つかお尋ねをします。

まず1つは、先ほどにもありましたが、全国的にこれ極めて適用が少ないと。今言った手続の云々というのものあるのだけれども、120社ぐらいで何人ぐらいこれ想定をしているのか、まず教えていただきたい。

それと2つ目、これは1日当たり8,330円が上限だって今日も国会でやっていますが、これが大問題だということになっているのだけれども、この辺との兼ね合いで実際の賃金、佐渡の給与状態はどうなりま

すかということです。

3つ目、これは主に雇用されている雇用者の問題なのです。自営業者とかは、先ほど言った持続化給付金とかがこの後出てくるのだらうというふうには思うのだけれども、小規模な零細の中小業者の場合だと非常にこれ難しい。家族経営だったりすると、結局雇用との関係もありますから、この辺の対応が、これ極めて必要なのではないかというふうに思うのですが、そういう総体としていうと雇用の関係あるいは中小零細業者の自営業者はどのぐらいいて、どういう対応になっているのかということ。

もう一つは、雇用調整助成金の関係ですが、以前リーマンショックのときに佐渡市もかなり使いました。そのときの市政も上乗せをしました、今ほどではありませんが。この後、これが10分の10国が持つとか、いろいろなことになっているわけなのだけれども、今後の対応をどうするのか。あわせて、1日当たり8,330円あたりも含めて、一体どうするのか。これは本来国がしっかり持たなければならないことなのだけれども、当面策としてどのようになるのかということを知りたい。

最後に、前市政が3月28日になったら新型コロナウイルス対策で、もうずば抜けたことをやるというふうに言っていたのだけれども、渡辺新市長は前市政であろうが何であろうが、いいことはいいことでしっかり引き継いでいかなければならないというふうに私は思うのだけれども、何かインターネット上で見るときちゃんと引き継いでいるみたいな声も見えるのだけれども、具体的には前市政の組立てとの関係ではどのようにしているのか。この議会が終わった後、議員全員協議会で今後の対策を議会に示すというふうに言っているから、その中でやるのだらうと思うけれども、その辺どうなのかをお尋ねしておきたい。

○議長（佐藤 孝君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） まず、1つ目の小規模自営業者のほうの対象でございますが、やはり今自営業者の皆様方への対応というのは持続化給付金のほうで考えているところでございます。今それに対して上乗せ処置をしながら、まず第1弾につきましてはそこで考えております。今後、国の動きを見ながら、また長期化に合わせて対策を取っていく必要があると思っておりますので、そこについては国の予算もこれで終わるというふうには、私自身考えておりません。もう少し国の予算も出てくるというふうに思っておりますし、しっかりそこへの要望もしていかなければならないと思っておりますので、議員の皆様方のご協力をお願いしたいというふうに考えているところでございますが、やはりそこに合わせてやるというのが重要かというふうに思っております。

もう一点、前市政との引継ぎにつきましては、引継ぎの段階で持続化給付金と同じようなスキームのものでございましたが、お話のほうは引継ぎとしていただきました。私どもも議論をいたしましたのですが、やはり持続化給付金で、今国のほうが企業の方200万円、個人事業者に100万円を出すということになっておりますので、同じようなスキームで、またそれ以上の額を出していくというのは、この後の事業や予算も含めまして非常に厳しいものになるというふうに判断しております。そういう点では、国に対する上乗せ措置ということで代えさせていただいたというのが、今の経緯でございます。

雇用調整助成金のほうは、担当課長のほうからご説明させます。

○議長（佐藤 孝君） 岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

まず、今回の予算を計上するに当たっての積算なのですが、私どもやはりパートの方とかいろいろ

っしゃいます。なかなか積算が難しいところがありました。単純化して、フルタイムで働く方8,330円の上限が支払われるということを前提に単純化いたしまして、1事業者当たり6人、そちらが120社ということになりますので、人数でいきますと720人でございます。ただこれはパートタイムの方等を含めると、もっと人数はかなり多くなると思いますので、あくまでも単純化し、試算の段階ではこの試算でさせていただいたところでございます。

それから、8,330円の上限につきましては、現在私ども国の制度にのっとってやらせていただいているということもございますので、現状は国の上限額に従って私どものほうも補助をさせていただくということになります。

それから、これにつきましてはの佐渡市の状況でございますが、既に4事業者がハローワークのほうに申請したということをお聞きしておりますので、そうしたデータをどれだけ教えていただけるかなのですが、そういったことにより現状の分析というものもさせていただきたいというふうに思っております。

それから、零細の家族経営につきましては、こちらは国のほうのQ&Aがございます。「社長のご子息の方を労働者と同じ条件で雇用している。実際雇用契約書は交わしていないが、助成の対象になりますか」という問いに対して、「書面でなく口頭による雇用契約であっても労働者、使用者の両者がその契約内容に合意していれば労働契約が成立します」ということになっております。したがって、家族従事者の雇用形態が雇用時に労働条件を明示した書面、出勤簿等によって確認できれば、雇用調整助成金の対象となり得ますということで国のほうからQ&Aが出ておりますので、ある程度家族経営の事業所につきましてもこういったもので助成の対象になるというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 先ほども言いましたが、リーマンショックのときに結構やった。後で問題が起きたのもあったのだけれども、今国の中で議論されているのは、計画書がなくても事後計画でもいいではないかということまで話になっていますから、先ほどから話があるように基本的な書類さえ整っていれば、あとはそこを通せばいいだけなのです。それは素人でもできるのです、極端に言えば。それをしっかりとやはり市として支えてやっていかなければならないというふうに思いますが、どうですか。

それともう一つは、県内でも非常に雇用だけではなくて、例えば生活、衛生の関係で、水道料の無料化、減免に踏み切る。全国的にこれ広がっているようですが、そういった問題、他市との関連でいうと少し遅れているという気がするのですが、この後の議員全員協議会あたりで提案していただけるのかなということ。前段のと後段のをお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

支給までの流れにつきましては、現在新型コロナウイルスのことも受けまして簡素化等されております。先ほど議員おっしゃられましたとおり、従来は計画届を出して休業を実施して支給申請という流れでございましたが、現在新型コロナウイルスのことも受けまして、先に休業を実施し、その後計画届を出して支給申請をしてもいいという流れになっておりますので、そういった手続の簡素化といったものを先ほどもご説明させていただきましたが、事業者、それから関連団体等にホームページ等を用いまして、周知をさ

せていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 10万円給付も、やはり国民の声が動かして、初めてあんなったのですから、ぜひ佐渡市の中で誰一人取り残さないということで窓口をつくって、こういう問題があるってどんどん発信して、どんどん受けて、どんどん国に声寄せていただきたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） よろしいですか、答弁。

荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 今回新型コロナウイルス対策の予算というのを、初めて私たち審査するのですが、財源について一番私は懸念しております。この新型コロナウイルス対策というのは、本当に何年続くか分からないので、今回の財源は基金繰入金から出していますが、これどんどん、どんどん出していくと、佐渡市としてどこかで打ち止めというのが出てきてしまう。そうならないために市長は今どうお考えなのか、この財源についてお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 今回の件につきましては、議員ご指摘のとおり、いつまで続くかがちょっと見えていないというのが一番不安な点ではございます。しかしながら、現在やらなければいけないこと、また次の反転攻勢に向けて考えていかなければいけないこと、様々その中で予算の仕組み、財源等を考えていかなければならないというのはご指摘のとおりでございます。現在私ども考えておるのは、やはり補償というものにつきましては非常に大きな額になる関係で、やはり国のものを中心に、そこに支援を乗せていくという形、その中で漏れていくもの、またこの地域においては必要なもの、これを佐渡市の単費を含めながらやっていきたいというふうに考えております。その中で効果を最大限出しながら進めてまいります。財源につきましては、今国のほうでまだ明確に用途等がはっきりされておりませんが、約1兆円の地方創生に関する臨時交付金、ここのほうの準備もされておると聞いておりますので、やはりそこに該当させながら、佐渡市に幾ら来るかというのが、今回新型コロナウイルスという特殊なケースの交付金でございますので、今のところ正直見えていない状況ではございますが、その用途、その金額、そこを合わせながら対策を取り組んでいく必要があると思います。しかしながら、今回につきましては一定程度一般財源のほうも出しながら、しっかりと対策を取って、経済の再生に向けて取り組んでいくということも重要な点かというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第47号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第44号から議案第47号までについては、お手元に配付してあります委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

ここで、委員会審査のため休憩いたします。

午後 0時06分 休憩

午後 6時32分 再開

○議長（佐藤 孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 議席の指定

○議長（佐藤 孝君） 日程第8、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、お手元に配付のとおり指定いたします。

日程第9 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第44号、議案第47号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第45号、議案第46号

○議長（佐藤 孝君） 日程第9、これより各常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。

まず、総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、金田淳一君。

〔総務文教常任委員長 金田淳一君登壇〕

○総務文教常任委員長（金田淳一君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市税条例等の一部を改正する条例の制定について）。本案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、佐渡市税条例等の一部改正を同日付で専決処分したことについて、議会の承認を求めるものであります。主な内容は、個人市民税における未婚の独り親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し並びに固定資産税における所有者不明土地等に対する措置が講じられたことに伴う所要の改正であります。審査の結果、承認すべきものとして決定しました。

議案第47号 令和2年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）について。本案は、令和2年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ5,772万円を追加するものであります。内容は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う対策として雇用安定助成事業の経費を予算計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、本委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。雇用安定助成事業（新型コロナ対策）については、国の負担割合等の制度設計が当初と変わってきているので、そのことを踏まえ修正を図るべきである。また、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、事業所の営業や市民の生活がさらに厳しくなることが予想される。県内外の自治体において独自の支援策を打ち出していることを踏まえ、国、県の助成のみならず佐渡市として市民の安心につながる独自の取組を早急に進めること。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） これより議案第47号 令和2年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）についての質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 議案の中身を深める立場で質疑をいたします。

質疑通告をしてあるとおりでありますが、雇用安定助成事業、つまり雇用調整助成金における上限額は8,330円ということなのですが、これではちょっと足りないのではないかというふうに思うのですが、これは国会でも議論されていることです。その辺はどうか。

2つ目、上程時の答弁にもありましたが、零細の自営業も対象になり得るというものであります。この辺としての周知徹底及び支援が十分でないといけないというふうに思うわけですが、どうか。例えば新潟の状況でいいますと、今日時点の話ですが、相談件数が4,685件あったのだけれども、申請件数が24日時点で62件、こういう状況です。また、これも4月17日時点のニュースですが、「申請手続きが難しい。支給までの時間がかかる。3週間たっても受理の報告はない」、これはちょっと古く4月14日ですが、「国全体では雇用調整助成金の相談件数4万7,000件だけれども、実際に4月3日時点で支給決定されたのは2件だった」と。つまり、いかにこの雇用調整助成金の周知と取扱い、申請、決定まで行くことが難しいかというのがマスコミでも言われているわけですが、だからそういう点でいうと市が一緒になって自営業者も含めて頑張るやろうぜという体制が私必要だと思うのですが、その辺十分な体制が取れているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

産業建設常任委員長、駒形信雄君。

○産業建設常任委員長（駒形信雄君） それでは、中川直美議員のご質問にお答えいたします。

まず、雇用安定助成事業による給付ですが、昨年の平均給与額を基に休業手当を支給した場合に対象となる助成金であり、国が支給できる最高額を基準にしているという説明がございました。この給付額の上限8,330円は、令和2年3月1日時点の基本手当の最高額となっており、国の基準や補助率なども日々現在変化しておる状況であると考えております。ほかの市町村も国の基準である8,330円を基に対策を打ち出しており、また佐渡市の所得基準に鑑みても国の方針に合わせていくべきではないかというのが当委員会の考え方であり、なお、審査の中では、今後の国の状況を見ながらしっかり判断をして対策をしていくようにということを執行部に伝えておるところでございます。

もう一点ですが、周知徹底、支援の件につきましては、零細事業者も今回の給付の対象となっておることは確認をしておるところでございます。執行部からは商工会等関係者との連携を図り、周知を徹底していくという説明がございました。審査の中では委員からも個別で周知をしっかりやるべきではないかという意見も出されており、当委員会でも周知の方法などをただしたところでございます。手続などのやり方を含めて、しっかりと万全な体制で対応していきたいという執行部の説明があり、当委員会としては執行部の姿勢を了としたものでございます。

以上であります。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） とりわけ、これは働いている人、雇用の問題なのですが、自営業者も対象になるということで、鉛筆をなめろとは私は言いませんが、先ほど幾つかの日本全体の状況も含めて、本当に「頑張っって営業を続けるように努力しようよ。そのために国が一定程度のお金出すのだから、やろうよ」と励ましながらやっていくことが必要だと思うのです。例えば、これは昨日のニュースですが、沖縄では相談件数は約3,000件なのだけれども、実際には申請件数がたった16件。佐渡も同じように、いざやってみるとなると面倒だし、いいやって話になりかねないのです。そこをどうやって行政がしっかり支えていくか。いつも周知徹底します、周知徹底しますと言うのだけれども、そうではなくて本当に佐渡の経済を守る、自営業者を守る、佐渡の市民の暮らしを守るというスタンスで、やはり私は市として特別室をつくってでも、一定程度こういう書類要りますよ、ああいう書類要りますよという支援をしていくこと。先ほどから全国やいろいろな県の状況を紹介したのは、佐渡も例外ではないはずだ。だから、そこに行政が一生懸命取り組むスタンスが私要るのだろうと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

駒形産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（駒形信雄君） 中川議員のご指摘はごもっともでございます。今中川議員が懸念したことについては、当然当委員会としても執行部に問いただしておるところでございます。そういった中で、いろいろな手続上の煩雑やあるいは申請のやり方が分からない等、そういったことも出てくる懸念がございます。そういった面ではしっかりとマニュアル的なものを作成し、商工会等いろいろなところである程度の手続をしっかりとひな形として出すべきである、そして申請者に対して負担をかけないようにということが各委員からご意見が出たところでありまして、それは執行部に強く伝えておるところでございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 以上で議案第47号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第47号 令和2年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議決いたしました議案第47号を除く総務文教常任委員会付託案件について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。

本案について委員長の報告を求めます。

市民厚生常任委員長、山田伸之君。

〔市民厚生常任委員長 山田伸之君登壇〕

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）。本案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、佐渡市国民健康保険税条例の一部改正を同日付で専決処分したことについて、議会の承認を求めるところであります。主な内容は、国民健康保険の中間所得者層の保険税負担の軽減を図るための課税限度額の引上げ及び保険税軽減措置の対象となる世帯の所得基準を緩和するものであります。審査の結果、賛成多数で承認すべきものとして決定しました。

議案第46号 損害賠償の額を定めることについて。本案は、令和元年12月4日に、佐渡市中興地内において発生した公用車による事故に関し、相手方に支払う損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（佐藤 孝君） これより議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）の質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） それでは、お尋ねをします。

これは、国民健康保険税の賦課限度額を3万円引き上げる。そして、99万円にするというものであります。上程時の答弁で百七十数世帯が99万円の対象になるということでしたが、ちょっと無理があるのではないかということです。旧ただし書き方式ですから、課税標準が。収入引く経費で、そこに基礎控除を抜いただけの所得ですから、この所得が高いからといって、99万円は私無理があるのではないか。国民健康保険税世帯の収入でも所得でもいいですが、平均的には15%から20%近い税負担になっているというのが状況なので、その辺どうなのかということです。そして、これも上程時言いましたが、この間いつも中間層の軽減を図るのだ、図るのだというのだけれども、結果的に大元が高いから全然軽減になっていないというふうに思うのですが、どの程度の軽減になるのかというのが1点目です。

2点目、これは専決処分のこの議案とは若干ずれるのでありますが、何といたっても今新型コロナウイルス感染拡大の問題です。この中で国民健康保険税の限度額を引き上げるということになっています。今重要なのは、いかにして国民の生活を守り支えていくかということのほうが重要です。何度も言っていますが、厚労省では国保の減免についてきちんと対応するように、詳しくは「現行の条例または規約に対応する規定がない場合は、条例または規約を整備すること」というふうな事務通達も出しているわけですが、本会議の上程時では十分対応できるという答弁でしたが、私は無理だと思うのだけれども、対応できるかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

山田市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） それでは、中川直美議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の賦課限度額を引き上げた世帯についてであります。具体的には173世帯が対象となり、給与所得では現行の894万5,000円から917万9,000円に引き上げられるものでございます。中間所得層の税の軽減でございますが、具体的な数字を執行部に求めております。平成31年度と令和2年度との比較においては5割軽減、これは平等割で30世帯の増、均等割で49人の増、金額で82万9,000円の減額になります。2割軽減では、平等割で9世帯の増、均等割では18人の増、金額で13万9,000円の減額、総計でいきますと、平等割で39世帯の増、均等割で67人の増、金額ベースで96万8,000円の減額というものになります。

続きまして、新型コロナウイルス感染拡大における対応ということでございますが、現行の佐渡市の持っている国保減免の要綱では国が打ち出した新型コロナウイルス対応は現実的に難しいという説明があり、新たに新型コロナウイルス対策としての要綱を策定し対応に当たりたいという執行部からの説明がございました。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 上のほうですが、先ほど言ったように課税標準が旧ただし書き方式です。これは、何度も言うようですが、例えば社会保険料の控除もなければ、いろいろな控除が全くない、基礎控除だけということですから、先ほど八百幾らというお話がありました。実態としてはもっともっと低い水準で、その173世帯の方々にとって99万円というのは私は苛酷ではないかというふうに思うのですが、その中身まではもちろん分からないとは思いますが、どのようなものだったのか、分かれば教えていただきたいというふうに思います。

2つ目、国保の……今のもう一つ言いますと、国民健康保険は平成30年度から広域化になりましたよね、県の。本来で言うならば、県一円で同じ所得階層ではなくて市町村民所得でいうと、佐渡は県内30市町村の中で一番対県比率が低いと。72%だというふうになっています。そういったところから見ても、この99万円は私問題だと思いますが、いかがか。

3つ目、国民健康保険の減免の関係です。これも上程時に言いましたが、今の納期でいうと昨年度の分の納期まで溯れるということになっています。国もそう言っています。紹介をしたように300万円以下だと全額免除とかになっています。こういった国保の負担は、もともと重くて高いのですから、やはり早急にやる。新型コロナウイルス対策でお金を支給することばかりがあれではなくて、生活防衛として出すことの税金も抑えていく。だから、固定資産税の問題やいろいろな問題ありますが、そういうことにやっぱり全力を尽くすべきだと思いますが、その辺はこの限度額引上げとの関係でどのような審査をされたのか、教えてください。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

山田市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） それでは、中川議員のご質問にお答えさせていただきます。

基本的に新型コロナウイルスの問題があります。それと絡めてということではなく、基本的にはこの専

決処分議案についての審査をまず優先的に行わせていただきました。その中で、当委員会の中でも、そもそもこの国保税が高い、そういった中でこういった引上げ、または減免ということではなく、根本的な改革が必要ではないかというご指摘をされた委員もおりました。それについては、基本的には執行部のほうからは、先ほど言った中間所得層の減免と限度額引上げ等のバランスの中で、必要となる国保税を確保するためにはこういった体制を取らせていただきたいというような答弁がございました。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） それでは最後、簡単に聞いておきます。

限度額の引上げの問題です。過去にご紹介をしたことがあります。政令基準の変更ですが、国民健康保険というのは市町村の自治事務ですから、市町村がどう判断するかによって決まるわけです。新潟県の国保運営方針の中に、「賦課限度額については各市町村の条例において賦課限度額を定めること」ということで、市町村がどう判断するかということになっています。今、県一円が対象者になっているわけですが、広域化で。他市の状況はどのようだったのですか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

山田市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） それでは、お答えさせていただきます。

先ほど広域化のお話がありました。そういった中で、他市との状況の比較というものについては当委員会では行っておりません。

○議長（佐藤 孝君） 以上で議案第45号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 孝君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議決いたしました議案第45号を除く市民厚生常任委員会付託案件について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第48号

○議長（佐藤 孝君） 日程第10、議案第48号 佐渡市教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） 議案第48号 佐渡市教育委員会教育長の任命について。本案は、佐渡市教育委員会教育長、渡邊尚人氏の任期が本年5月7日をもって満了となりますが、引き続き渡邊氏を任命することについて議会の同意を求めるものです。よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 孝君） ただいま議題となっております議案第48号については、佐渡市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第48号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第48号 佐渡市教育委員会教育長の任命についてを採決いたします。

〔「異議あり。選挙」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議ありということですので、暫時休憩いたします。

午後 6時58分 休憩

午後 7時02分 再開

○議長（佐藤 孝君） 再開します。

議会運営委員長の報告

○議長（佐藤 孝君） ここで議会運営委員長から発言の申出がありますので、これを許します。

議会運営委員長、近藤和義君。

〔議会運営委員長 近藤和義君登壇〕

○議会運営委員長（近藤和義君） 休憩中に議会運営委員会を開催し、議案第48号 佐渡市教育委員会教育長の任命についての投票の方法について協議しました。その結果、無記名投票とすることに決定しましたので、報告します。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 議会運営委員長の報告は終わりました。

○議長（佐藤 孝君） それでは、議事を進めます。

これより議案第48号 佐渡市教育委員会教育長の任命についてを採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（佐藤 孝君） ただいまの出席議員数は21名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（佐藤 孝君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（佐藤 孝君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と投票用紙に記載の上、議席順に投票をお願いします。繰り返します。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と投票用紙に記載の上、議席順に投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第72条第2項の規定により、否とみなします。

それでは、議席番号1番から順次投票をお願いします。

〔投票〕

○議長（佐藤 孝君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（佐藤 孝君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に10番、上杉育子さん及び12番、山田伸之君を指名いたします。両名の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（佐藤 孝君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成17票、反対3票。

以上のとおり賛成多数であります。

よって、本案は可決されました。

ただいま渡邊尚人君から発言を求められておりますので、これを許します。

教育長、渡邊尚人君。

〔教育長 渡邊尚人君登壇〕

○教育長（渡邊尚人君） ただいま教育長の選任に際し、議会のご承認を頂きまして、本当にありがとうございました。教育長としての責任の重さを認識し、全力で職務に励んでまいりたいと思っております。議員の皆様方には、今後とも教育行政にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、簡単ですが、挨拶

とさせていただきます。

日程第11 議案第49号

- 議長（佐藤 孝君） 日程第11、議案第49号 佐渡市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。
市長から提案理由の説明を求めます。
渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

- 市長（渡辺竜五君） 議案第49号 佐渡市教育委員会委員の任命について。本案は、佐渡市教育委員会委員の佐藤辰夫氏の任期が本年5月7日をもって満了となるため、その後任として池典比古氏を任命することについて議会の同意を求めるものです。よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。
- 議長（佐藤 孝君） ただいま議題となっております議案第49号については、佐渡市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。
よって、議案第49号については、委員会の付託を省略することに決しました。
これより議案第49号 佐渡市教育委員会委員の任命についてを採決いたします。
本案は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。
よって、本案は同意することに決しました。

日程第12 議案第50号

- 議長（佐藤 孝君） 日程第12、議案第50号 佐渡市監査委員の選任についてを議題といたします。
市長から提案理由の説明を求めます。
渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

- 市長（渡辺竜五君） 議案第50号 佐渡市監査委員の選任について。本案は、佐渡市監査委員、渡部直樹氏の任期が令和2年5月6日をもって満了となりますが、引き続き渡部氏を選任することについて議会の同意を求めるものです。よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。
- 議長（佐藤 孝君） ただいま議題となっております議案第50号については、佐渡市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。
よって、議案第50号については、委員会の付託を省略することに決しました。
これより議案第50号 佐渡市監査委員の選任についてを採決いたします。
本案は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。
よって、本案は同意することに決しました。

日程第13 議案第51号

- 議長（佐藤 孝君） 日程第13、議案第51号 佐渡市監査委員の選任についてを議題といたします。
本案については、広瀬大海君が除斥の対象となるわけでありますが、既に退席されております。
市長から提案理由の説明を求めます。
渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

- 市長（渡辺竜五君） 議案第51号 佐渡市監査委員の選任について。本案は、議会選出の佐渡市監査委員の任期満了に伴い、その後任として広瀬大海氏を選任することについて議会の同意を求めるものです。よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。
- 議長（佐藤 孝君） これより議案第51号 佐渡市監査委員の選任についてを採決いたします。
本案は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。
よって、本案は同意することに決しました。
広瀬大海君の着席を許します。

〔9番 広瀬大海君入場〕

日程第14 議会選第3号

- 議長（佐藤 孝君） 日程第14、議会選第3号 新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。
お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行うこととし、その方法は議長において指名することといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。
よって、選挙の方法は指名推選とし、議長において指名することに決定いたしました。
新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員に山田伸之君を指名いたします。
お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました山田伸之君を新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。
よって、ただいま議長において指名いたしました山田伸之君が新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員

に当選されました。

ただいま当選されました山田伸之君に対し、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

日程第15 議会選第4号

○議長（佐藤 孝君） 日程第15、議会選第4号 佐渡市選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行うこととし、その指名の方法は議長において指名することといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とし、議長において指名することに決定いたしました。

佐渡市選挙管理委員には、白井一之君、安藤猛君、野澤和儀君、佐藤金満君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました方を佐渡市選挙管理委員の当選人と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました白井一之君、安藤猛君、野澤和儀君、佐藤金満君が佐渡市選挙管理委員に当選されました。

次に、佐渡市選挙管理委員補充員には、神田芳明君、時津立夫君、山本一夫君、山本真澄君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました方を佐渡市選挙管理委員補充員の当選人と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました神田芳明君、時津立夫君、山本一夫君、山本真澄君が佐渡市選挙管理委員補充員に当選されました。

日程の追加

○議長（佐藤 孝君） ここで議会運営委員長からお手元に配付の申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。この際、これを日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査の申出を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

日程第16 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（佐藤 孝君） 日程第16、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査等とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査等とすることに決定いたしました。

○議長（佐藤 孝君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

令和2年第2回（4月）佐渡市議会臨時会を閉会いたします。

午後 7時20分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

臨時議長 坂 下 善 英

議 長 佐 藤 孝

署名議員 平 田 和 太 龍

署名議員 林 純 一